指導普及委員会

北海道カーリング協会公認指導者等の会 会則

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　本会は北海道カーリング協会指導者等の会と称する。

（目　的）

第２条　本会は会員の資質向上と親睦融和を図るとともに、北海道カーリン

　　　グ協会（以下、道協会）の活動に寄与する事を目的とする。

（事務局）

第３条　本会は指導普及委員会が担当し、必要な書類等は北海道カーリング

　　　協会事務局（以下、事務局）に保管する。

第２章　組　　織

（構　成）

第４条　本会は北海道カーリング協会員（以下、協会員）で以下の資格取得

　　　時に自動入会となり以下をもってこれを構成する。

（１）日本カーリング協会公認審判員

（２）日本体育協会公認指導員および上級指導員

（３）日本カーリング協会公認準指導員

（４）入会を希望する協会員

（役　員）

第５条　本会は役員等は置かず実務は指導普及委員会が担当する。

（退　会）

第６条　次の時は本会を退会になる。

（１）北海道カーリング協会を退会した者。（本会だけの退会は認めない）

（２）第４条（１）～（３）の資格を返上または失った者。

（３）３年間本会の会費を未納の者。

　　＊ただし施行時、移行処置として平成２５年度末で３年間未納者のうち

　　　　平成２６年度中に未納会費全額を納めた者は会員資格を継続する。

　　　　（移行処置は1年間とする）

第３章　事業および会議

（事　業）

第７条　本会は第２条の目的を達成する為に、次の事業を行なう。

（１）会員の資質向上に関わる事業。

（２）公認指導者等研修会の開催。

（３）公認指導者だよりの発行。

（４）会員相互の親睦融和を図る事業。

（５）その他必要と認められる事業。

（会　議）

第８条　必要事項の検討および決議は指導普及委員会で行なう。

第４章　会　　計

（会　計）

第９条　本会の会計は北海道カーリング協会の会計に含まれる。従って会計

　　　に関する事務は事務局が行なう。

（経　費）

第10条　第７条の事業に伴う経費は会員の会費および参加費で賄う。

（会　費）

第11条　会費は年額下記の通りとする。

（１）一般会員　５,０００円

（２）学生会員　１,０００円

第12条　会費の納入は定期総会終了後、後日事務局よりの案内に基づき行

　　　なう。

第13条　第６条規定により、退会時未納の会費が有る時は全額徴収する。

第14条　会費の改定は指導普及委員会が行なう。

第５章　その他

第15条

（１）道協会に第４条（１）～（３）の有資格者の推薦を求められた時は、

　　本会員を優先的に推薦する。

（２）北海道カーリング協会長は非会員を協会推薦しない。

第16条　会則の改廃は指導普及委員会が行なう。

【制定】平成２６年８月２日